

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の実施のための政省令の整備
(排出量報告等・情報処理関係)に関する意見募集について
(お知らせ)

平成 17 年 12 月 2 日 (金)
環境省地球環境局地球温暖化対策課
課長 梶原 成元 (内 6770)
課長補佐 小野 雄大 (内 6790)
担当 飯野 暁 (内 6796)



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の実施のための政省令の整備について(排出量報告等・情報処理関係) 広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、12月2日(金)から12月22日(木)まで、郵送、電子メールにより御意見の募集(パブリックコメント手続)を行います。

平成17年6月に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成17年法律第61号)においては、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の導入に当たって、温室効果ガスの排出量を報告することを義務付ける対象者(特定排出者)の範囲、温室効果ガス排出量の算定方法、報告事項等の制度細目について政省令で定めることとしています。

今般、政省令において規定される主要事項の内容のうち、温室効果ガス算定排出量の報告の際の報告事項、報告の単位、報告された情報の主務大臣における処理の方法等に係る部分について案を作成いたしましたので、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、別紙の要領で御意見の募集(パブリックコメント手続)を行います。

皆様からいただきました御意見につきましては、標記政省令等の制定に際し参考にさせていただきます。なお、いただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

添付資料

(別紙1) 意見募集要領

(別紙2) 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の実施のための政省令の整備について(排出量報告等・情報処理関係)